

美郷交番からの お知らせ

雪害事故に注意！

冬期間は、屋根の雪下ろし等の除雪作業が増え、雪による事故が多くなります。次のことについて注意して雪害事故を防ぎましょう。

<普段の除雪も要注意>

- 携帯電話、笛等を持って作業しましょう。
- 屋根からの雪や「つらら」の落下に注意しましょう。
- 除雪した雪は道路上に置かず、指定された場所に捨てましょう。

<屋根の雪下ろしは重大事故に直結>

- 屋根の雪下ろしは1人で行わず複数で行いましょう。
- 命綱を付け、ヘルメットを着用し、滑りにくい履き物で作業しましょう。
- ハシゴの横滑りや転倒防止のため、ロープ等でハシゴを固定しましょう。
- 屋根の登り降りは、除雪用具は手に持たず、両手を使える状態で行いましょう。
- 温かい日の屋根の雪下ろしはやめましょう。
- 屋根の雪下ろしと地上の除雪を同時に実行するのはやめましょう。
- 通行人に注意しながら除雪作業をしましょう。

<除雪機の使用は油断せずに>

- 機械に巻き込まれやすい服装での作業はやめましょう。
- 機械に詰まった雪は、必ずエンジンを停止してから、スコップなどで取り除きましょう。
- 周囲の人、特に子どもの動きに注意しましょう。

年末・年始における 犯罪や事故の防止

警察では、事故・事件を未然に防止し、県民のみなさんが安心して年末・年始を過ごせるよう防犯協会や防犯指導隊、ボランティア団体等と連携して特別警戒を行います。みなさんも「自分だけは大丈夫」と油断することなく心を引き締め、被害に遭わないように気をつけましょう。

<家も車も鍵掛け確認>

- 外出、就寝時はドアや窓の鍵掛けを確認
- 二重ロックで安心を
- 身から離すな貴重品

<特殊詐欺等被害防止>

- 行動する前にまず相談
 - 国際電話利用休止手続きで詐欺被害防止
- ※詳細は美郷交番、美郷北駐在所、美郷南駐在所にお問い合わせください。

<SNSでの投資詐欺や金銭の受渡しに関する話に要注意>

<交通事故防止>

- 飲酒運転の根絶
- 冬道運転は慎重に
- 早めのライト点灯
- 命を守る反射材
- 全席シートベルト着用

問い合わせ

大仙警察署 0187(63)3355
美郷交番 0187(84)2004
美郷北駐在所 0187(85)3110
美郷南駐在所 0187(82)1100

経営相談所「秋田県よろず支援拠点」をご利用ください

原材料高騰や人件費増加に悩む中小企業を対象に、経営改善・資金繰り・販路開拓など幅広い課題に専門家が丁寧に対応します。お気軽にご利用ください。

対象 中小企業の経営者や創業予定者

日時 平日 午前9時～午後5時

場所 秋田市のほか、大仙市や横手市など県内6か所の出張相談も可能。オンライン対応可能。

申込方法 ホームページまたは右の二次元コードからお申込みください。



問 秋田県よろず支援拠点 ☎018(860)5605
(公益財団法人あきた企業活性化センター内)

秋田働き方改革推進支援センター 無料相談のお知らせ

労務管理等でお悩みのことはありませんか。当センターでは、社会保険労務士が無料で電話・メールでの相談、個別訪問支援等ニーズに合わせた支援を実施しており、人事、労務、助成金等についてお悩み解決のお手伝いをいたします。お気軽にご相談ください。

受付時間 平日 午前9時～午後5時

問 秋田働き方改革推進支援センター
☎0120(695)783 または ☎018(865)5335

放送大学の入学生を募集します

放送大学はテレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。詳しい資料を送付致しますので、お気軽にお問い合わせください。

○募集学生の種類

教養学部

科目履修生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)
選科履修生(1年間 在学し、希望する科目を履修)
全科履修生(4年以上在学し、卒業を目指す)

大学院

修士科目生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)
修士選科生(1年間 在学し、希望する科目を履修)

○出願期間

第1回:11月26日(水)～令和8年2月27日(金)

第2回:令和8年2月28日(土)～3月16日(月)

(インターネット出願も受け付けております)

問 放送大学秋田学習センター(秋田大学内)
☎018(831)1997

みさぽーと講座「手作り正月飾りを作ろう」

しめ縄に様々な飾りつけをして、オリジナルの正月飾りを作ってみませんか。南天・ゆずり葉・細かい飾りなどを準備しています。ご参加をお待ちしています。

日時 12月20日(日) 午後1時30分～午後3時30分

場所 美郷町歴史民俗資料館 体験活動室

参加料 1,000円(材料費)

持ち物 はさみ、ペンチ、飲み物、持ち帰り用袋
(飾りつけしたいものがあれば持参してください)

定員 20名(先着)

申込期限 12月7日(日) 午前9時～午後5時(月曜休館)

事前に申し込みのうえ、ご参加ください。

申・問 NPO法人みさぽーと ☎0187(84)4922

**令和7年度美郷町スポーツ賞
受賞候補者の推薦を募集しています**

美郷町スポーツ協会では、令和7年度にスポーツでご活躍された方に対し、美郷町スポーツ賞を授与します。大学生と一般の方で、次に該当される方はお問い合わせください。ご家族の方からのお問い合わせも受け付けております。なお、児童および生徒の方々は、校長またはスポーツ少年団本部長の推薦となります。

候補者 美郷町在住または出身の方

大会基準 【大学生】令和7年4月～12月に開催された、県民体育大会・東北総合体育大会・国民スポーツ大会・各地区ブロックおよび全日本大学選手権大会等

【一般】令和7年4月～12月に開催された、県民体育大会・東北総合体育大会・国民スポーツ大会・日本スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する大会等

選定基準

- ①大会基準に定める全国大会において優勝した方
- ②大会基準に定める東北大会において3位以内に入賞した方および全国大会において8位以内に入賞した方
- ③大会基準に定める秋田県大会(個人競技は競技種目の参加者が4人以上、団体競技は競技種目の参加チームが4チーム以上)において優勝した方

提出期限 12月26日金 ※期限厳守

※お問い合わせいただいた方に、提出していただく推薦書等の書類を送付しますのでお早めにお問い合わせください。

※提出いただいた推薦書をもとに選考委員会で受賞者を決定し、後日授与式の日程等を連絡します。

問 美郷町スポーツ協会事務局(リリオス内)
☎0187(84)4916 FAX0187(86)8033
✉sports@town.misato.akita.jp

令和7年度町民サッカー大会(室内の部)を開催します

日 時 12月28日(日) 午前9時30分～

※午前9時代表者会議

会 場 美郷町総合体育館リリオス

参加資格 町民(町出身者も含む)、町内事業所勤務者、町サッカーリーグ登録チームメンバー
※審判1名帯同をお願いします

試合方法 リーグ戦またはトーナメント戦(抽選は当日)

参 加 料 無料

申込方法 チーム名、登録人数、代表者氏名、連絡先を下記メールアドレスへ送信してください。

申込期限 12月14日(日) ※スポーツ保険加入のため期限厳守

申 美郷町サッカー協会 ✉info@misato-fa.com

問 美郷町サッカー協会(村田) ☎090(7563)9987

学友館 だより

問●美郷町学友館
☎0187(84)4920
(図書館直通)

町立図書館を臨時休業します

蔵書点検作業のため、次のとおり町立図書館を休館します。休館中は、図書の閲覧や貸し出し、学習などの利用ができませんのでご注意ください。

臨時休館期間 ◆12月8日(月)～12月13日(土) ※図書館休館中も図書の返却は可能です。

※美郷町学友館内六郷出張所は通常どおり業務を行います。

休館中の返却方法 ◆期間中は学友館内の六郷出張所窓口で受付します。

夜間は学友館玄関のブックポストをご利用ください。

■学習スペースを開設します。

期間中は中央ふれあい館会議室に学習スペースを開設します。

申し込みは不要です。

利用時間 ◆午前9時～午後5時



BOOK

冬期間の水路にご注意ください

当土地改良区では冬期間も通水しております、消雪・流雪等の地域用水として利用されている水路もありますが、今後の降雪に伴い水路幅がわかりにくくなり、また、積雪・凍結等により道路が滑りやすくなりますので、水路近くを通行する際は十分注意し、危険箇所には近づかないようにしましょう。

問 秋田県仙北平野土地改良区 管理課
☎0187(62)0180

「手話教室」を開催します

あいさつや自己紹介など、簡単な手話を体験してみませんか。

日 時 12月13日(日) 午後1時30分～午後3時30分

会 場 仙北地域振興局福祉環境部(大仙保健所)2階会議室
(大仙市大曲上栄町13-62)

定 員 先着15名(要予約)

参 加 料 無料

申 問 仙北地域振興局福祉環境部(大仙保健所)
☎0187(63)3403

秋田県の最低賃金が改定されます

令和8年3月31日から最低賃金が80円引き上げられ、時間額が**1,031円**となります。

最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等県内のすべての労働者に適用され、労使合意の上であったとしても、最低賃金額以上の賃金を支払わないことは最低賃金法違反となります。

賃金は、精勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当、賞与等を除いた額が最低賃金額以上でなければなりません。

月給や日給の場合は、時間額に換算したものが最も低賃金額以上でなければなりません。

詳しくは下記または最寄りの労働基準監督署、ホームページからご確認ください。



問 秋田労働局賃金室 ☎018(883)4266

**設備投資や賃上げをお考えの事業主の方へ
「業務改善助成金」が拡充されました**

事業場内で最も低い賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に費用の一部を助成する「業務改善助成金」の対象事業場が拡充されています。

助成金を活用するには**令和8年1月31日**までに事業を完了する必要があります。詳しくは下記へご照会ください。ホームページからも確認できます。



問 業務改善助成金センター ☎0120(366)440
秋田労働局雇用環境・均等室 ☎018(862)6684